

市道路線の認定につき議決を求めることについて

市道路線を次のとおり認定するにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
11024	黒丸スマートインターチェンジ上り線	東近江市蛇溝町	
		東近江市蛇溝町	
11025	黒丸スマートインターチェンジ下り線	東近江市蛇溝町	
		東近江市蛇溝町	

提案理由

(仮称) 黒丸スマートインターチェンジを整備する上で一般道路と高速道路を連結する道路について、市道路線として認定したく、本議案を提出するものである。